

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
9月3日
(火曜日)

目 次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………一
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………二
- 公告
保安林予定森林（美祢市）（森林整備課）……………二
- 令和六年度後期実施技能検定試験の実施（産業人材課）……………三
- 防府都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）……………七

- 山口県事務委任規則の一部を改正する規則
令和六年九月三日
山口県知事 村岡 嗣 政

- 山口県規則第五十五号
山口県事務委任規則の一部を改正する規則
山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一項第一号ヨ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同号タ中「雇主」の下に「（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」を加え、同号ク中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項第二号中リをヌと

し、ホからチまでをへからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第八条第一項の規定に基づき、生活困窮者の状況を把握すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百四十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年九月三日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化学株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化学株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (kg/回)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
三三ーイ	二〇〇	令和六、一	令和六、三	令和七、一五
三三ーロ	〃	〃	〃	断 続 二〇時間
	〃	〃	〃	間 隔 時の使用
	〃	〃	〃	変動的変

備考	「三三ーイ」、「三三ーロ」及び「三三ーニ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設及び静置分離施設をいう。
三三ーニ	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
三三ーイ	一〇	一五	〇・三
三三ーロ	八	〃	〇・五
〃	〃	〃	〃
三三ーニ	七・五	九	〇・三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	排水の状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
七	二〇	六〇	三七・一
八・五	〃	〃	四七八・六

山口県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
美祢市美東町赤字汲地ヶ浴一五三九から一五四三まで、一一五四六、一一五四七、一一五四八の一、字奥勝負二二〇二七
- 二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市美東町赤字汲地ヶ浴一一五三九から一一五四一まで・一一五四三・一一五四六・一一五四七・宇奥勝負一二〇二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



(二五七) 令和六年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和六年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和六年九月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るも

の

職 種

試 験 科 目

鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	製本	和裁	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	シーケンス制御	機械検査	工場板金	さく井
鉄筋施工図作成	型枠工事	建築配管	かわらぶき	大工工事	製本	和服製作	婦人子供既製服縫製	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	シーケンス制御	機械検査	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	ロータリー式さく井工事

和 裁	冷凍空気調和機器施工	シーケンス制御	機械検査	機械加工	職種	試験科目	3 三級の技能検定の 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの	広告美術仕上げ	塗装	金属材料試験	電気製図	機械・プラント製図	ガラス施工	自動ドア施工	カーテンウォール施工	樹脂接着剤注入施工	防水施工	コンクリート圧送施工
								和服製作	冷凍空気調和機器施工	シーケンス制御	機械検査	普通旋盤	試験科目	広告面粘着シート仕上げ	鋼橋塗装	組織試験	配電盤・制御盤製図	機械製図CAD

職 種	実施期日	1 特級の技能検定	2 試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 (二)試験の期日 (一)実技試験 令和六年十二月五日(木曜日)から令和七年二月十六日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二)学科試験	職種	試験科目	4 単一等級の技能検定の 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの	電子回路接続	電子回路接続	電気製図	機械・プラント製図	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	家具製作
							鑄造 金属熱処理 機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電	令和七年二月二日	1 特級の技能検定	2 試験の方法 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。 (二)試験の期日 (一)実技試験 令和六年十二月五日(木曜日)から令和七年二月十六日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日 (二)学科試験	職種	試験科目	電子回路接続	電子回路接続	電気製図	機械製図CAD

子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整
 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製
 造 プラスチック成形 (日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職	種	実施期日
機械検査 ラス施工	シーケンス制御 金属材料試験	令和七年一月二十六日 (日曜日)
さく井 冷凍空 ル施工	工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 製本 防水施工 カーテンウォー	令和七年二月二日 (日曜日)
空気圧装置組立て ト圧送施工 広告美術仕上げ	建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリー 自動ドア施工 電気製図 塗装 樹脂接着剤注入施工	令和七年二月九日 (日曜日)

3 三級の技能検定

職	種	実施期日
シーケンス制御	配管 型枠施工	令和七年一月二十六日 (日曜日)
冷凍空調和機器施工	和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和七年二月二日 (日曜日)
機械加工	機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図	令和七年二月九日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	種	実施期日
電子回路接続		令和七年二月九日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
- (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者

であること。

(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

令和六年十月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十八日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
 山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 場板金 立て 設	金属熱処理 めつき 半導体製品製造 機械検査 自動販売機調整 空気圧装置組立て 婦人子供服製造 プラスチック成形	一万八千二百円
機械加工 非接触除去加工 金型製作 金属プレス加工 電子機器組立て 油圧装置調整 建設		一万八千二百円

2 一級及び二級の技能検定

職	種	手数料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円

機械検査 婦人子供服製造	一万五千円	職	種	手数料	二万八千二百円
さく井 工場板金 シーケンス制御 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 製本 建築大工 かわらぶき配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ	二万八千二百円	職	種	手数料	二千九百円
3 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和六年四月一日現在において二十歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者（以下「在留資格者」という。）を除く。）である場合）		職	種	手数料	四千四百円
4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和六年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）		職	種	手数料	五千円
5 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳未満の雇用保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四十条第一項に規定する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者）をいう。以下同じ。）（在留資格者を除く。）である場合）		職	種	手数料	四千三百円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	六千円	機械検査	和裁 機械・プラント製図 電気製図	四千四百円	

機械検査	六千円	職	種	手数料	九千二百円
機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	九千二百円	職	種	手数料	八千八百円
6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳未満の者であって、雇用保険被保険者以外の者（在留資格者を除く。）である場合）		職	種	手数料	一万六百元
7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和六年四月一日現在において二十歳以上の者である場合）		職	種	手数料	一万三千三百円
8 単一等級の技能検定		職	種	手数料	一万五千円
電子回路接続	一万八千二百円	機械検査	和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千三百円	
九 問題の公表 実技試験の問題は、令和六年十一月二十八日（木曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。		機械加工 シーケンス制御 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	機械検査	一万五千円	

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和七年三月十四日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県産業労働部産業人材課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 受検者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業人材課において、受検票を提示してその旨を申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八四六)にすること。

(二五八) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

令和六年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字新田

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

令和六年九月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

令和六年九月三日印刷

発行人所

山口県知事庁